

○東京都市町村職員退職手当組合職員団体のための職員の行為の制限の特例
に関する条例

(昭和42年4月1日
条例第9号)

改正 昭和42年 9月22日 条例第11号

昭和43年 7月29日 条例第 8号

(この条例の目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

第55条の2第6項の規定に基づき、職員が給与を受けながら、職員団体のためその業務を行ない、又は活動することができる場合を定めることを目的とする。

(職員団体のための職員の行為の制限の特例)

第2条 職員は、次の各号に掲げる場合又は期間に限り、給与を受けながら、職員団体のためその業務を行ない、又は活動することができる。

(1) 法第55条第8項の規定に基づき、適法な交渉を行なう場合

(2) 休日（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）及び年次有給休暇並びに休職の期間

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年9月22日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則（昭和43年7月29日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。